

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... (建設部総務課)	1
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (都市計画課)	1
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... (公園下水道課)	1
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)	1
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	1
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則..... (公園下水道課)	4

規 則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成16年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第128号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第103号) 附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、平成16年12月17日とする。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成16年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第129号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第104号) の施行期日

は、平成16年12月17日とする。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成16年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第130号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第105号) の施行期日は、平成16年12月17日とする。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第131号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年北海道規則第88号) の一部を次のように改正する。

第2条の表1の3の項中「別表第1の3の項⁽⁵⁶⁾」を「別表第1の3の項⁽⁷¹⁾」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第132号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則 (昭和26年北海道規則第17号) の一部を次のように改正する。

第1条の2中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第4号中「第14条の2」を「第21条」に改める。

第1条の4から第2条の2までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第2条の3を削る。

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから人権を
考えてみませんか

第3条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第5条を次のように改める。

（手数料）

第5条 条例第8条第1項の手数料は、北海道収入証紙をもって納めなければならない。

2 既に納めた手数料は、いかなる事由があっても、これを還付しない。

第6条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第7条第2号中「美観の向上」を「良好な景観の形成」に改める。

第8条の2第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項第1号中「第14条の3第1項第1号の2」を「第22条第1項第1号の2」に改め、同項第3号中「第14条の3第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同項第4号中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に、「第14条の3第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同項第5号中「第14条の3第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同項第6号中「第14条の3第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第10条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第14条を次のように改める。

（身分証明書）

第14条 条例第12条の2第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第9号様式によるものとする。

第18条を第30条とする。

第15条から第17条までを削る。

第14条の11第1項中「第14条の3第1項第3号」を「第22条第1項第3号」に改め、同項第1号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第29条とし、第14条の10を第28条とする。

第14条の9第1項中「第14条の7第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に改め、同条を第27条とする。

第14条の8第3項中「第14条の3第5項」を「第22条第5項」に改め、同条を第26条とする。

第14条の7第1項中「第14条の3第3項」を「第22条第3項」に改め、同条を第25条とし、第14条の6を第24条とする。

第14条の5第1項中「第14条の2第2項」を「第21条第2項」に、「第14条の2第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第2項第2号中「第14条の2第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第23条とし、第14条の4を第22条とし、第14条の3を第21条とする。

第14条の2第1項中「第14条の2第1項」を「第21条第1項」に改め、同条第2項第2号中「第14条の3第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第20条とし、第14条の次に次の

5条を加える。

（命令又は措置を要するものの報告）

第15条 支庁長は、条例第13条又は条例第14条に該当するものがあると認めるときは、直ちにその詳細を知事に報告しなければならない。

（許可台帳）

第16条 知事又は支庁長は、別記第10号様式による屋外広告物許可台帳を備え、所定事項を記入整理しなければならない。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所）

第17条 条例第16条第1項第1号の規則で定める場所は、本庁又は保管した広告物若しくは掲出物件の放置されていた場所を所管する支庁その他の出先機関（次条において「支庁等」という。）の掲示場とする。

（保管物件一覧簿の様式及び備え付ける場所）

第18条 条例第16条第2項の規則で定める様式は、別記第10号様式の2とする。

2 条例第16条第2項の規則で定める場所は、本庁又は支庁等とする。

（広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式）

第19条 条例第20条の受領書の様式は、別記第10号様式の3とする。

別表第8を削る。

別記第1号様式（表）の末尾欄外注の4の(1)の事項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同注の4の(2)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に、「第十四条の三」を「第22条」に改め、同注の4の(3)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

別記第2号様式（表）の末尾欄外注の5の(2)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に、「第十四条の三」を「第22条」に改め、同注の5の(3)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

別記第3号様式の末尾欄外注の4の(2)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に、「第十四条の三」を「第22条」に改め、同注の4の(3)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

別記第3号様式の2の末尾欄外注の5の(1)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に、「第十四条の三」を「第22条」に改め、同注の5の(2)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

別記第4号様式の末尾欄外注の5の(2)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に、「第十四条の三」を「第22条」に改め、同注の5の(3)の事項中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

別記第9号様式中「（第15条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同様式（裏面）中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

別記第10号様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第10号様式の2 (第18条関係)

保管物件一覧簿

整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等の放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					

別記第10号様式の3 (第19条関係)

受 領 書	
年 月 日	
北海道知事 様	
返還を受けた者	
住所	
氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
次のとおり広告物又は掲出物件(若しくは現金)の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた広告物又は掲出物件	整理番号
	名称又は種類
	数量
(返還を受けた金額)	

注 氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。

別記第11号様式中「(第14条の2関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式その1中「平成」を削り、「第14条の2第1項」を「第21条第1項」に改める。

別記第12号様式中「(第14条の3関係)」を「(第21条関係)」に、「第14条の2第1項」を「第21条第1項」に改め、「平成」を削る。

別記第13号様式中「(第14条の4関係)」を「(第22条関係)」に改め、「平成」を削り、「第14条の4第1項」を「第22条第1項」に改め、「平成」を削る。

別記第14号様式中「(第14条の5関係)」を「(第23条関係)」に改め、「平成」を削り、「第14条の2第2項」を「第21条第2項」に改める。

別記第15号様式中「(第14条の8関係)」を「(第26条関係)」に改め、「平成」を削り、「第14条の3第3項」を「第22条第3項」に改める。

別記第16号様式中「(第14条の9関係)」を「(第27条関係)」に、「第14条の9第1項」を「第27条第1項」に改める。

別記第17号様式中「(第14条の10関係)」を「(第28条関係)」に、「第14条の3第3項」を「第22条第3項」に改め、「平成」を削る。

別記第18号様式中「(第14条の11関係)」を「(第29条関係)」に改め、「平成」を削り、「第14条の3第1項第3号」を「第22条第1項第3号」に、「第14条の11第1項」を「第29条第1項」に改め、同様式の注の(3)の事項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

別記第19号様式中「(第14条の11関係)」を「(第29条関係)」に、「屋外物広告物講習会修了者等認定書」を「屋外広告物講習会修了者等認定書」に、「第14条の3第1項第3号」を「第22条第1項第3号」に改め、「平成」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の3を削る改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際この規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則別記第12号様式の屋外広告業届出済証、別記第17号様式の屋外広告物講習会修了証書及び別記第19号様式の屋外広告物講習会修了者等認定書で現にその効力を有するものは、それぞれこの規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則別記第12号様式の屋外広告業届出済証、別記第17号様式の屋外広告物講習会修了証書及び別記第19号様式の屋外広告物講習会修了者等認定書とみなす。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第133号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第4条の次に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示の場所）

第4条の2 条例第8条の3第1項第1号の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所（関係土木現業所の事務所をいう。以下同じ。）の掲示場とする。

（保管工作物等一覧簿の様式及び備え付ける場所）

第4条の3 条例第8条の3第2項の規則で定める様式は、別記第7号様式の2とする。

2 条例第8条の3第2項の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所又は当該公園の管理事務所とする。

（競争入札における掲示事項等）

第4条の4 条例第8条の6第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他知事が必要と認める事項

（工作物等を売却する場合の公示の場所）

第4条の5 条例第8条の6第1項の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所とする。

（工作物等の返還に係る受領書の様式）

第4条の6 条例第8条の7の受領書の様式は、別記第7号様式の3とする。

第5条第5号中「第9条第3号」を「第9条第4号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第9条第2号」を「第9条第3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 条例第9条第2号の規定による届出に係る場合 別記第10号様式の2

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に、「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に改め、別記第7号様式の次に次の2様式を加える。

別記第7号様式の2（第4条の3関係）

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作 物等が放置さ れていた場所	除却した 年月日時	保管を始 めた年月 日時	保管の 場 所	備考
	名称又 は種類	形状又 は特徴	数 量					

別記第7号様式の3（第4条の6関係）

受 領 書

年 月 日

北海道知事 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

職 業

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名並びに事業内容）

次のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
返還を受け た工作物等	整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	形 状 又 は 特 徴
	数 量
（返 還 を 受 け た 金 額）	

注 氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。

別記第8号様式中「平成」を削る。

別記第9号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第10号様式中「平成」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式の2（第5条関係）

公園保全立体区域内における監督処分に伴う工事完了届

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所

氏 名

職 業

（法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名並びに事業内容）

北海道立都市公園条例第9条第2号の規定により、次のとおり監督処分に伴う工事を完了したので、届け出ます。

記

1 必要な措置を命じられた年月日及び番号

年 月 日 達第 号

2 工事着手及び完了年月日 着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 備 考

別記第11号様式中「平成」を削り、「第9条第2号」を「第9条第3号」に改める。

別記第12号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、「第9条第3号」を「第9条第4号」に改める。

別記第13号様式中「平成」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

